

1-3 健全な企業経営に向けて

1-3-1 社会的ルールの遵守

建設コンサルタントは、「自律した建設コンサルタント」として、建設生産・管理システムの上流工程を担う専門家集団の責務を自覚し、社会への貢献を果たすため、協会では平成3年（1991年）5月に倫理的行動規範である「倫理綱領」（表1-3-1）を制定し、令和元年（2019年）5月には社会の要請に合わせて改定を行っている。

表 1-3-1 協会の倫理綱領（平成3年制定、令和元年第二次改定）

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 法令、社会規範及び契約の遵守 2. 品位の保持 3. 信用と信頼の保持 4. 技術の向上と品質の保持 5. 持続可能な社会の構築 |
|---|

協会は、平成3年（1991年）5月に制定した倫理綱領を補完する位置付けとして、平成12年（2000年）10月に『建設コンサルタント技術者の倫理』を、平成20年（2008年）10月に『職業倫理啓発の手引き』を定め、職業倫理・コンプライアンスなどに関する啓発活動を継続的に実施してきた。

『職業倫理啓発の手引き』では、「社会的要請（社会的責任）に応える適切な行動」として、職業倫理行動規範（総論）（表1-3-2）を明示している。

表 1-3-2 職業倫理行動規範（総論）

- | |
|---|
| <p>一、「職業倫理行動規範」は、我々の使命である「社会的要請に適切に応える活動」において欠くことのできないものである。</p> <p>一、経営において、職業倫理観と目先の経営の間でしばしば葛藤が生じることがある。しかし、職業倫理観を欠いた安易な手段を選択することは、結果として社会的信頼を失墜させ、業界の品位と権威を損なうとともに、自らの企業経営に大きな障害をもたらす、他者の経営をも苦しめることとなる。</p> <p>一、職業倫理はいかなる場合でも経営の規範とし、すべての関係者が遵守しなければならないものである。特に、経営を担う組織のトップが最も心得、その保持と啓発にリーダーシップを発揮しなければならない。</p> |
|---|

なお、『建設コンサルタント技術者の倫理』及び平成23年（2011年）5月に改定した『建設コンサルタントにおける独占禁止法等遵守のための行動計画』は、令和4年（2022年）3月に名称をそれぞれ『建設コンサルタントの倫理』、『建設コンサルタントにおける法令遵守のための行動計画』に改称し、倫理綱領に依拠する内容に見直した。今後は、『職業倫理啓発の手引き』について改定を行うこととしている。

1-3-2 企業の社会的責任（CSR）

CSR（Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）とは、表 1-3-2 に示した職業倫理行動規範の遵守だけに留まらず、企業活動全般における環境保全や人権の尊重、また地域社会への貢献などが含まれており、広義には企業統治の概念をも含んだ非常に幅広い理念である。

また近年、機関投資家の間に急速に広がりつつある ESG（Environment、Social、Governance）投資とも密接な関係があり、これらの要素を考慮した企業経営が求められるようになってきている。

建設コンサルタントは、社会資本整備における建設生産・管理システムの上流側で、公益性の高い活動に携わることが多いことから、その社会的責任は非常に重く、近年その役割や関わる領域が多様化しつつある現状を踏まえながら、建設コンサルタントが積極的に CSR を果たしていくことが持続可能な国土の発展に寄与するとともに、あらゆるステークホルダーからの信頼を得ることに繋がる。

1-3-3 事業継続計画（BCP）

近年の自然災害の激甚化・広域化や新型コロナウイルス感染症の世界的まん延など、長期間の業務停止を余儀なくされる事態がいつでもどこでも起こり得る可能性がある。このため、企業にとっては、地震や豪雨災害などの大規模な自然災害をはじめ、火災、テロ、感染症など、リスクの多様化に伴い、事態が発生したのち、いかに速やかに業務を再開させることができるかが問われている。さらに、建設コンサルタントは、被災した社会資本の迅速な災害復旧に貢献するため、地域との協調、地域貢献、相互扶助などの視点も含めて地域との連携を意識して取り組む必要がある。

建設コンサルタントにおける事業継続への取組みの推進は、安全・安心な国民生活を堅持するという社会的責任を果たす上でも重要であるため、会員企業も独自で「事業継続計画」（BCP：Business Continuity Plan）を策定し、自然災害や感染症が発生した場合には、対策本部の設置など、体制を整え、自企業の事業継続のみならず、協会や行政機関と連携を取りながら、災害復旧対応や社会資本整備の事業継続等に貢献している。

また、令和2年（2020年）に入ってから顕在化した新型コロナウイルス感染症に対して、協会は令和2年（2020年）4月に「新型コロナウイルス感染症に関する危機管理対策本部」を設置し、感染拡大の予防措置を図るとともに、会員企業は事業活動に制約があるなかでも可能な限り社会資本整備に遅れが生じないように、Web会議や在宅勤務などのテレワークを駆使しながら、社会資本整備に貢献している。協会では令和2年（2020年）12月に「業務におけるテレワークガイドライン(案)」を策定し、会員企業が業務においてテレワークを実施する場合を対象とし、これまでの先進事例を通じて得られた知見に基づき、今後新たにテレワークを導入する際に留意すべき事項を示すとともに、より効果的なテレワークの利活用のために参考となる事例を紹介している。